

## 第1回再発防止「岩手モデル」策定委員会会議録（概要版）

### 1 開催日時

開会 令和3年1月15日（金）午後1時30分

閉会 令和3年1月15日（金）午後3時40分

### 2 開催場所

サンセール盛岡 1階 ダイヤモンド（盛岡市志家町1-10）

### 3 教育長及び出席委員

佐藤博教育長

#### （委員）

大塚耕太郎岩手医科大学教授、小幡佳緒里リベルタス法律事務所弁護士、児美川孝一郎法政大学教授（Web参加）、高橋幸平朝日大学教授（Web参加）、南部さおり日本体育大学教授（Web参加）、藤田治彦藤田法律事務所弁護士、佐藤一男教育局長、梅津久仁宏教育次長、山村勉岩手県教育委員会事務局教職員課総括課長、渡辺謙一岩手県教育委員会事務局教育企画室教育企画推進監、木村克則岩手県教育委員会事務局学校調整課総括課長、中川覚敬岩手県教育委員会事務局学校教育課総括課長、清川義彦岩手県教育委員会事務局保健体育課総括課長、高橋一佳岩手県教育委員会事務局教職員課県立学校人事課長、金野治岩手県教育委員会事務局教職員課小中学校人事課長、須川和紀岩手県教育委員会事務局学校教育課高校教育課長、小野寺哲男岩手県教育委員会事務局学校教育課義務教育課長、泉澤毅岩手県教育委員会事務局学校調整課生徒指導課長、中里武司ふるさと振興部学事振興課総括課長、山本卓美文化スポーツ部スポーツ振興課総括課長、菊池優幸保健福祉部障がい保健福祉課総括課長

欠席：軍司悟岩手県教育委員会事務局学校調整課産業・復興教育課長

### 4 会議の概要

議事ア 県立学校児童生徒の重大事案に関する調査委員会の「調査報告書」の概要について

事務局が説明

議事イ 再発防止「岩手モデル」策定委員会の協議事項等について

事務局が説明（詳細は下記を参照）

議事ウ 部会の設置について

各部会の担当者が説明（詳細は下記を参照）

議事エ 協議スケジュールについて

第2回を3月23日（火）に、令和3年度は合計4回の開催を予定。

議事オ その他について

大貫隆志氏を策定委員として追加選任。

## 議事イ 再発防止「岩手モデル」策定委員会の協議事項等について

(委員) 再発防止とは何の再発防止なのか、想定しているものがあれば教えていただきたい。

(事務局) 再発を防止したいものというのは複数あり、体罰やハラスメントに関わる不幸な事態が起きないようにすることが一つ目としてある。それから、自死事案が再び起きないようにという意味合いも、もちろんある。そういう意味で、ある特定のものについての再発を防止するという意味合いではないということから、「再発防止」の前に具体的なものを付けていない。

(委員) 「設置要綱」の1条で「この提言の趣旨を尊重し」という言葉が使われているが、これはつまり調査委員会が提言したことを前提とした上で具体的取組を協議するということなのか。

(事務局) 「調査報告書」の提言は尊重しながら、議論は進めていきたい。だが、実際にこの「調査報告書」の提言になかった項目も入れている。たとえば、部活動指導者に対する研修や管理職に対する研修といったものを入れている。よって、「調査報告書」の指し示すベクトルに合うことであれば、この委員会の中で判断が行われ、付け加えられていくということはあると考えている。

(委員) 最終的に「岩手モデル」を作るという時に、研修の実施ということ自体が、どのようにつながるといえるのか、反映されるのか教えてほしい。

(事務局) この委員会の中で協議いただいたことを、具体的な研修内容の中に落とし込んでいければという風に考えている。たとえば、ガイドライン等を改良したその中身を部活動指導者の研修の中で実際に浸透させていくとか、正確な事実認識や適切な対応・評価のためにはこうすべきだといった提言を管理職研修の内容に落とし込んでいくといったことなどを考えている。

(委員) 協議事項で「自殺予防に向けた教員研修システムの構築」という表現がされているが、提言の方では「自死予防」というような記載がされている。「自殺予防」とあえて記載をした意味合いには、何かあるのか。

(事務局) どちらの言葉の方がよく使われているかというあたりを調べた。また、国の施策なども見ながら、どちらの言葉が使われているかということで、今回は「自殺予防」という言葉を使わせていただいた。

(委員) 調査報告書の概要版を作成するにあたっては、2つの事案が起こったということが前提としてある。概要版には、「今後、学校や県教委は、上記観点に立ち、事例と真摯に向き合い、そこから展望を切り開くことが求められる。」とか「本件事案が発生

した理由を明らかにしていく」ことが必要であるというようなことが書かれている。このようなことを踏まえて、この委員会の最初の段階で、この事件の関係者の方、とりわけ、この概要版でF高校と書かれているが、こちらでの被害に遭われた保護者の方、それから今回の事案の御遺族の方、こういった方々から御意見、あるいはこの委員会に対する希望といったものを聴取する必要があるのではないかと。

(事務局) いま提言をいただいたF高校の保護者の方、あるいは不來方高校の御遺族の方の御意見については、先ほどご説明した要綱の方にも、この委員会で必要と認める場合には会議に出席していただいて御意見を伺うということを想定しているのので、ただ今の御意見をこの委員会で議論いただいて、そうしたことを行ったらいいかということについて検討していければと考えている。

(委員) 早い段階で被害者や当事者の方のお話を伺うことによって、かなり具体的に会の方向性が決まってくるということがある。

(事務局) 承知した。御遺族の方々の御意見、御要望もあろうかと思うので、それを踏まえて、今後、県としてこうした機会を設けるということも含めて検討させていただく。

(委員) 子どもたちは、私たちが社会の中で守りながら育てていくということが前提にある。それほど大事な存在であるということは、どこかに明示していた方がいいのではないかと。それから、子どもたちの人権や尊厳、暮らしとか、もちろん健康もそうだが、そういうことを守れているのが重要だ。いろんな面で施策的に連携しながらやっていかなければならない。

もう1点は、子どもとのアプローチの仕方の問題だが、そもそも、どうしてそうした状態が起きるのかとか、子どものストレスが起きた時の心理はどうかということ、少し学んでいただく機会も必要だと思う。SOSを発出するといっても、子どもはストレスがかかるとそういうことは出来にくくなってしまいますので、周りが寄り添うといったことが重要だが、そういう基本的な認識と基本姿勢、これから何をやったらいいかということ以外に、コミュニケーションの取り方、情緒的な支援といった基本姿勢を学ぶことも大切だ。

また、こういうことは熱心な人ほど足を踏み出しやすいということだ。そういうことがあった場合に組織ぐるみで修正がかかるようにしていただくということが大事なことだと思う。そういうところがポイントになると思う。

(事務局) ただ今、自殺予防に関する基本的なスタンスと専門的な御意見を頂戴した。具体的に部会を進める中で参考にさせていただきたい。

(委員) 調査報告書の調査の結果を前提として、今後、部会で検討していくということでのいいか。それとも事実関係をもう一度検証して、その検証した事実関係を踏まえた上

での部会での議論になるのか。

(事務局) 調査委員会からは、1年半かけて調査報告書を提出していただいたので、事実関係等は調査報告書を前提として、今後の対策をこの委員会では検討していければと考えている。

## ウ 部会の設置について

(委員) いじめとか不登校とか、子どもが大変な所にどう対応するかということが抜け落ちていってしまう所があるので、すでに部会があったとしても連携という観点を入れてほしい。そうすることで、有機的になるということもある。全体の構想のところなので、少し考慮いただいた方がいい。

(事務局) 今回の委員会は、不來方事案の報告書の提言の趣旨を尊重して、再発防止に向けて検討するということを目的としている。その際に、いじめ対応であるとか不登校であるとか、そういった部分との連携が必要だというのはその通りだと思う。いじめ対応については、そのテーマで別の検討もされている。そうした検討との連携も図りながら、また情報共有をしながら行っていく。メンバーには保健福祉部からも参加いただいている。保健所の保健師や保健福祉センターの職員といった専門の方にも入っていただいているので、他の部署の方とともに検討を進めていきたいと考えている。

(委員) それぞれの部会の検討すべき事項というのが今あげられていて、それぞれの各論として検討していくというのは、もちろん必要だと思うが、その各論を検討する上で核となる総論的な部分、たとえば学校教育の中で児童生徒をどのような存在と捉えるのかとか、そこが子どもの尊厳とか人権とか、そういう部分に絡んでくると思うのだが、そういう大枠のところを「岩手モデル」の中の総論的な共通の認識として持てるものを作るというか、そこを共通の認識としながら各論として部会の中身を検討していくということが必要なのではないかと。常に部会で検討していく上で立ち戻って考えられるというか、戻れる、総論的な、「岩手モデル」を作る上での共通確認事項をあげた上で、部会のそれぞれの検討が行われるということが必要なのではないかと。思う。

(事務局) これは、本委員会の範囲をどこまで広げるかという話であり、守備範囲はどこまでかということになる。岩手の教育はそもそもどうあるべきか、ということについては、たとえば県民計画や教育振興計画など、本県の教育はこういうことを目指して行っていくというものはある。一方で、こうした事案が起きてしまったことを受けて第三者に調査をしていただき、県としてこう対応していくべきだという提言をいただいたことを受け、この委員会を立ち上げたという経緯がある。ただいま委員から頂戴した貴重なご意見を検討させていただきながら、どういう風に持って行ったらいい

か考えていきたい。

(委員) 検討部会の中に、体罰・ハラスメント防止マニュアル・ガイドラインとあるが、国の方針によって設定した部活動のガイドラインを様々な角度から見直すという解釈でいいか。

(事務局) 様々なガイドラインがあるが、現場の教員にとってみると、たくさんあるために、どれを見ればいいのかということが実際の問題としてあると思う。そこで、それらを直すというよりも、様々なガイドラインで指摘されていることをまとめながら、岩手県の部活動に携わる者はこれを見てくださいという一つのものにまとめられれば、現場の教職員にとってもやりやすいのではないかと考えている。スポーツ庁で出しているガイドラインを直すとかという発想ではなく集約する形で、岩手のガイドラインとして一本のものとして示したいと、今のところは考えている。

(委員) 第三者委員会の報告書自体が直接的な原因等々に拘泥するのではなくて、かなり幅広い学校教育の体制みたいなところに関わるような、大きな背景のところまで含めてまとめられていること自体が貴重なことだと思う。そこを踏まえて今回、再発防止「岩手モデル」ということなので、部会によって相当幅広いものが出てくるのは、ある意味当然だと思っているが、あくまでも今回の事案が二度と発生しないための再発防止ということだと思うので、直接的にこちらから何をやらなければならないのかはどこで、直接的にまず、ここは最低限なのでここは押さえなければできないというようなところと、背景として学教教育全体の在り方が直っていかない限り事実の把握はできないんだという、そういうところを上手に腑分けしながら意識をしながらやっていくのがいいのではないかと思う。

部会の中では、マニュアル・ガイドラインであるとか、自殺予防教育みたいに、割と焦点が見えやすいところもあるかと思うが、それ以外のところでは、少し大きな枠になっているので、とりわけ焦点化するところを作っていったらどうか。1年間の検討の中で、具体的にどこを重点的に検討していくのかという、そういう組み立ての議論ができればいいと思った。

(委員) 自死で亡くなったということ自体も大きなことで、この「岩手モデル」というのが、学校教育現場で問題があったから自死があったので、学校教育現場で自死を防ぐのかということなのか、子どもたちの自死を、特に学校の中でどうやって防ぐことができるのかという、そのどちらも重い課題だが、やはり学校教育現場で、もし自死やそれほど追い詰められた状況が起きるのであれば、それは学校の教育現場の問題だけではなくて、その背景に学校の教育の現場で起きるいじめとか、家庭内の貧困とか、生活の問題とか、健康上の問題とか、いろんな問題がある。広い枠組みで支えていく

ということができるようになることが実際求められる。

(委員) そもそも、最終的に目指すべき「岩手モデル」というもののイメージ自体、私自身持っていない。おそらく、調査委員会の提言を細分化していけば、こういう構成になるというのは理解できるが、最終的にどういうところを目指していくのかというところが、ある程度、共通の認識が持っていないと、一斉に各部会がそれぞれ検討を始めて、持ち寄ってという、その集合体が「岩手モデル」かということ、そうでもないという気もするので、少なくとも基本的な方針というか、提言通りだと言うのであれば、それも一つかもしれないが、それだけでもある程度早い時点で共通認識を持っていただいた方がいいと思った。

(委員) 調査報告書の方向性にいろいろな感想をお持ちの当事者の、被害者の、御遺族の方の調査に関わっていただくことで、全体としての方向性が見えるのではないかと、いうことを、重ねて申し上げる。

## その他

(委員) 学校の先生といえども、メンタルヘルスというか、精神保健の範疇の視点というのが大切で、職員の方々の健康管理とか、メンタルヘルスの健康管理体制とか、問題を抱えた時の問題解決体制とか、問題の職員を挙げながら修復していくというのも大事だが、追い詰められるというのは学校の先生でもあると思うので、今はどの領域でも従事者のケアというのも大事な視点だと思うので、そういう視点も入れていただくといいと思った。

(委員) この委員会が始まる直前に御遺族の弁護士の方から連絡をいただいた。調査報告書にあるF高校事案の裁判での意見書の内容について、御遺族の方は、ぜひ委員会で取り上げていただきたいという希望を持っていて、これに基づいて弁護士のほうから教育委員会にその旨、申し入れをしたところ、許可されたという風に聞いていたが、本日、これまでこのような話が出ていなかったが、そのところはいかがか。

(事務局) 申し入れはいただいている。それについては、次回、どのように取り扱うかについて検討させていただくと、弁護士には回答させていただいたところである。

(委員) 次回に検討という回答だったということか。

(事務局) そうである。今日、議題にお出しするというお話ではなかった。